

参考資料

本会の取り組み

1. 看護職員確保
2. 現場支援
 - 1) 相談対応
 - 2) 情報提供
 - 3) 寄附受入れと活用
3. 国への要望
4. 看護の現場と国民をつなぐ
 - 1) ハッシュタグキャンペーン
 - 2) 看護職の活動事例

1. 看護職員確保

1. 看護職員確保

令和2年2月28日 厚生労働省医政局看護課

「新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連した対応について」
⇒『医療機関等が所要の医療提供等を継続するために必要な代替職員の確保についての協力依頼』

令和2年3月2日 日本看護協会から、都道府県看護協会へ

⇒『看護職の確保について、都道府県からの要請に応じ、ナースセンターの職業紹介による確保等について、協力を依頼』

令和2年4月7日 緊急事態宣言発令

令和2年4月8日 中央ナースセンターからeナースセンター求職登録者・届出制度登録者50,000人の看護職に復職の依頼メールを、一斉に送信

看護職の方で現在、就業していない方へ（復職のお願い）

eナースセンター求職登録者の皆様へ/「とどけるん」届出登録者の皆様へ

新型コロナウイルス感染症による感染の拡大に伴い、医療・介護施設等で看護職の就業が求められています。

現在、さまざまな場所で看護職が必要とされており、病院はもとより、診療所、介護施設等の医療・介護現場だけでなく、保育所や学童保育、小中学校、新型コロナウイルス感染症に関する電話相談などでも就業が求められています。

就業するにあたっては、常勤だけでなく、短期間や時間単位等による多様な勤務形態での就業も可能です。また、お住まいの都道府県だけでなく、他の都道府県での就業も求められています。

看護職の免許をお持ちの方で就業していない方におかれましては、復職をお願いいたします。ご協力いただける場合は、以下のナースセンター一覧よりお住まいの都道府県ナースセンターにご相談ください。

1. 看護職員確保

潜在看護職への支援

●離職中の看護職へ求職依頼

電話・メール・SNS等で連絡

※短期間でマッチングが進むよう、離職期間が短い方への連絡を優先する等の方法を検討

※中央ナースセンターからはeナースセンター・とどけるんに登録している求職希望者約5万人にメールを送付

●希望者の求職登録

●求職者の情報収集

マッチングが円滑に進むよう以下の内容も含めた情報収集を実施

- ・離職期間
- ・直近の看護経験

※認定・専門看護師やICU経験等の専門分野について

●就業前の支援

- ・復職前に、感染管理について学習
(資料・動画を日本看護協会ホームページで公開)
- ・他の知識・技術等については、就業後でも施設で支援が受けられるよう施設側へ調整を依頼

医療機関等への支援

●求人施設(例)

病院

(離職期間が長い看護職でも就業可能な業務を含む)

診療所

介護施設

保健所

小中学校

学童保育

新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口

等

●求人施設との調整

- ・求人票(臨時雇用)の登録
 - ・就業者の配置場所・看護業務の特定と標準化・オリエンテーション計画、の確認・調整
- ※離職期間が長い看護職等が就業する場合は、就業後に必要な支援が受けられるよう、施設と調整してください。

●マッチング

求職者の離職期間、経験、求人施設の勤務場所・業務内容、業務にあたっての支援体制等を踏まえた支援を実施

紹介

就業

1. 看護職員確保

- ・施設・病院に紹介した1,577人中996人が就業
- ・「軽症者宿泊施設」「病院」「コロナ関連の相談対応コールセンター」などで活躍

ナースセンターでの求職・求人実績(6月29日時点)

相談・問い合わせ数(件)			求職者数 (人)	求人数 (人)	紹介人数 (人)	就業者数 (人)
看護職	施設	その他				
6,186	834	460	2,901	1,629	1,577	996

就業場所	就業者数(人)
コロナ関連の相談対応コールセンター	248
軽症者宿泊施設	404
病院	34
診療所	3
その他の入所施設	17
その他施設	290
計	996

1. 看護職員確保 ～ナースセンターとは～

1992年「看護師等の人材確保の促進に関する法律」に基づき設置

○中央ナースセンターは、厚生労働省から日本看護協会が指定を受け運営

○都道府県ナースセンターは、都道府県から都道府県の看護協会が指定を受け運営

47都道府県には、都道府県ナースセンターがあり、看護職確保対策に向けた取り組みを実施している

中央ナースセンターの事業

1. 都道府県ナースセンター事業の後方支援
2. 無料職業紹介サイト「eナースセンター」の管理・運用
3. 各ナースセンターの連携強化・相談業務強化
4. eナースセンター登録データの分析・各種報告書作成

無料職業紹介をインターネット上で行っている：<https://www.nurse-center.net/nccs/>

47都道府県ナースセンターの事業

1. 「看護の心」普及事業
2. 潜在看護職の把握等の調査
3. 看護職の無料職業紹介事業(ナースバンク事業)
4. 再就業支援等の研修の実施

メモ

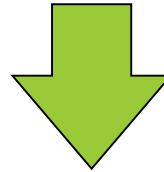
2. 現場支援

- 1) 相談対応
 - 2) 情報提供
 - 3) 寄附受入れと活用
-

2. 現場支援 1) 相談対応

- ✓ 日々現場で看護に携わる看護職のみなさまの不安や悩みについてご相談をお受けします
- ✓ 医療機関や介護施設、訪問看護ステーション等における感染管理や、今後の働き方、看護職のみなさまのメンタルヘルスに関する支援により、現状の改善を目指します

4月6日～4月20日まで、看護職を対象にした「新型コロナウイルス感染予防窓口」を開設
問い合わせへの対応。(計119件)



4月20日～

「新型コロナウイルス感染症に関する看護職の相談窓口」を新たに開設

相談体制:【新型コロナウイルス感染症に関する看護職の相談窓口】

下記4領域において、それぞれの専門的知識をもつ回答者が対応しています

- ①感染管理について
- ②看護職の働き方
- ③メンタルヘルスについて※ 6/1より日本専門看護師協議会が対応
- ④ご意見・ご要望 ※4/30まで④その他として対応

方法:ご相談は日本看護協会ホームページから専用フォームにて受け付けています。土日祝日を含め、感染対策等急を要する相談に関しては一両日中のタイムリーな回答を目指します。

2. 現場支援 1) 相談対応

【新型コロナウイルス感染症に関する看護職の相談窓口】

相談件数：702件(6/29時点)

相談区分	件数
感染管理	247
働き方	169
メンタルヘルス	68
ご意見・ご要望	99
感染予防相談窓口(4/6-20)	119

不安を覚えながら取り組む現状が浮き彫りに

相談内容を踏まえたFAQをホームページにて提供

・感染管理に関するFAQ(5月26日更新)

1. 衛生管理
2. 個人防護具の利用
3. 医療機関の感染管理
4. 分娩取扱い施設の感染管理
5. 精神科病院の感染管理
6. 訪問看護ステーションの感染管理
7. 介護施設の感染管理
8. 保育所の感染管理
9. 医療者自身の家族への対応
10. その他

https://www.nurse.or.jp/nursing/practice/covid_19/pdf/faq01_20200526.pdf

・労働に関するFAQ(5月26更新)

1. 看護職が感染した場合等の社会保障給付等(労災保険・健康保険ほか)
2. 事業休止・一時帰休に伴う給与補償(休業手当・生活支援ほか)
3. 復職・兼業についての相談
4. 労務管理・労働安全衛生の確保について(妊娠中の職員への配慮ほか)
5. 育児・家族・介護・育休明け
6. 処遇・賃金・手当
7. その他

https://www.nurse.or.jp/nursing/practice/covid_19/pdf/faq02_20200526.pdf

① 新型コロナウイルス感染予防および対策に関する資料・動画

■ 感染予防の基本(資料)

感染予防の基礎からさまざまな現場、状況を想定した感染予防および感染症発生後の拡大防止策などをまとめています。

■ 新型コロナウイルスに特化した動画

- ・ 個人防護具の正しい着脱(診察編)
- ・ COVID-19を疑う患者の検体採取の方法
- ・ 「3つの密」を避ける！(施設編)
- ・ ベッドサイドで行うケア・処置(吸引編)
- ・ 新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染症対策とトリアージ(クリニック編)

日本看護協会ホームページに掲載
上記5件の動画閲覧総数
2020年4月9日～6月24日
81,743件



【個人防護具の正しい着脱(診察編)】より抜粋

https://www.nurse.or.jp/nursing/practice/covid_19/index.html?utm_source=top&utm_medium=banner&utm_campaign=square

② 看護管理者に向けた情報提供

新型コロナウイルス感染管理下における看護提供体制の整備にあたり、マネジメントに必要となる情報を紹介

- ・感染管理に関するFAQ
- ・労働に関するFAQ
- ・看護管理者の皆様へ—新型コロナウイルス感染症への対応—ver.2(資料)

③ 周産期に携わる看護職に向けた情報提供

国や関連団体による周産期に携わる看護職を対象とした情報を紹介

- ・本会要望について
- ・周産期FAQ(分娩取扱施設の感染管理、働き方等・、窓口相談)
- ・国や関連団体の情報

④ 訪問看護ステーション等で働く看護職に向けた情報提供

訪問看護ステーションや介護施設等で働く看護職を対象とした情報を紹介

- ・訪問看護に関する情報提供・相談窓口
- ・感染予防・感染者の対応
- ・報酬に関する情報
- ・厚生労働省Webサイト掲載情報

新型コロナウイルス感染症対策事業へのご寄附

企業などからご寄附いただいたPPE（マスク、ガウン、フェイスシールドなど）は都道府県看護協会を通じて医療機関などに配布しています。

2020年6月26日現在

物品内容	数量
アイソレーションガウン	25,000
防護具	100
マスク	26,920
サージカルマスク	71,000
フェイスシールド	42,110
その他	

今後もお寄付については、PPE等を都道府県看護協会を通じて医療機関等に配布の予定です。

メモ

3. 国への要望

3. 国への要望

国への要望一覧

日付	宛先	要望内容
2月28日	厚生労働省 保険局長	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害時同様の入院基本料等に関する診療報酬上の柔軟な対応 2. 2020年度診療報酬改定にあたっての十分な準備期間の確保
3月27日	文部科学省 初等中等教育局長	<ol style="list-style-type: none"> 1. 医療的ケア等に関わる学校配置の看護師等への処遇
3月30日	厚生労働大臣	<ol style="list-style-type: none"> 1. 医療機関における看護職員の確保策の推進 2. 医療機関、介護施設、訪問看護事業所に対する防護関連用具の確保、配付 3. 訪問看護事業所における事務手続き等の柔軟な対応
3月30日	内閣府全世代型社会保障改革担当大臣 特命担当大臣(経済財政政策)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 医療的ケア等に関わる学校配置の看護師等への処遇
3月30日	内閣府全世代型社会保障改革担当大臣 特命担当大臣(経済財政政策)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 医療機関・介護施設・訪問看護事業所等に対する衛生材料の確実な供給 2. 医療的ケア児を養育する家庭等に対する衛生材料等の確実な供給 3. 地域における感染管理に関する専門性の高い看護師の活用による体制整備の強化 4. 介護施設・訪問看護事業所等における看護職員の確保および連携体制の推進 5. 訪問看護事業所の事業存続のための財政的支援とICT導入推進
3月30日	新型コロナウイルスに関連した感染症 対策に関する厚生労働省対策推進本部 厚生労働省 医政局長 社会・援護局長 老健局長	<ol style="list-style-type: none"> 1. 医療機関・介護施設・訪問看護事業所等に対する衛生材料の確実な供給 2. 医療的ケア児を養育する家庭等に対する衛生材料等の確実な供給 3. 地域における感染管理に関する専門性の高い看護師の活用による体制整備の強化 4. 介護施設・訪問看護事業所等における看護職員の確保および連携体制の推進 5. 訪問看護事業所の事業存続のための財政的支援とICT導入推進

3. 国への要望

国への要望一覧

日付	宛先	要望内容
4月15日	厚生労働大臣 内閣府全世代型社会保障改革担当大臣 特命担当大臣	<ol style="list-style-type: none">1. 新型コロナウイルスに感染した患者に対応した、又は対応する可能性が高い看護職一人ひとりに対し、危険手当を支給されたい2. 1に記載した看護職が帰宅せずホテル等に宿泊した場合、当該看護職に対し1泊につき15,000円を上限に宿泊費の補助(病院において費用を負担している場合は医療機関に対して補助)を行っていただきたい。
4月15日	厚生労働大臣 内閣府全世代型社会保障改革担当大臣 特命担当大臣	医療機関(病院又は診療所)が妊娠中の看護職員の休業に伴って代替職員を雇用した場合に、その所要経費(賃金等)に対する補助金の支給をお願いしたい。
4月16日	厚生労働大臣 厚生労働省保険局長	<ol style="list-style-type: none">1. 特定集中治療室等における重症患者への医療提供に対する加算等の創設2. 重症患者に対する特定集中治療室管理料等の算定期間の延長3. 特定集中治療室管理料等を算定する治療室以外での重症患者対応への評価
4月20日	厚生労働省医政局長 厚生労働省保険局長 厚生労働省老健局長	<ol style="list-style-type: none">1. 報酬算定にかかる基準及び要件等の臨時的対応について2. 訪問看護従事者の確保および事業所の存続支援に係る情報提供について
4月21日	厚生労働大臣 厚生労働省医政局長 厚生労働省保険局長	新型コロナウイルス感染症の医療機関内におけるPCR検査に関する要望書

3. 国への要望

国への要望一覧

日付	宛先	要望内容
5月18日 5月19日	厚生労働大臣 文部科学大臣	<ol style="list-style-type: none">1. 臨地実習に代わる教育方法に関する範囲等の提示2. 臨地実習に代わる教育方法に係る費用補助3. 看護学生の就職活動に関する配慮
5月18日	安倍晋三内閣総理大臣 文部科学大臣	<ol style="list-style-type: none">1. 医師の診断の基に実施されるPCR検査料が公的料金で支払われるようお願いしたい2. 新型コロナウイルス感染症対策による従来の診療内容の大幅変更に伴う経費投入をお願いしたい
5月19日	厚生労働省医政局長	<ol style="list-style-type: none">1. 急性増悪時の入院受け入れ先の確保等2. 医療機関と同等の防護具等の供給3. 訪問看護師に対するPCR検査の実施
5月19日	厚生労働省老健局長	<ol style="list-style-type: none">1. 介護報酬における訪問看護提供に対する加算の創設2. 要介護高齢者の感染防止にかかる入院先の確保

3. 国への要望

妊娠中の看護職員の休業に伴う代替職員の確保について

要望内容

医療機関(病院又は診療所)が妊娠中の看護職員の休業に伴って代替職員を雇用した場合に、その所要経費(賃金等)に対する補助金の支給をお願いしたい

<要望提出先>

- ・厚生労働大臣(令和2年4月15日)
- ・内閣府全世代型社会保障改革担当大臣特命担当大臣(経済財政政策)(令和2年4月15日)

令和2年4月15日

厚生労働大臣
加藤 勝信 殿

公益社団法人 日本看護協会
会長 福井トシ子



妊娠中の看護職員の休業に伴う代替職員の確保について

新型コロナウイルス感染症の増加を受けて、医療機関に勤務する妊娠中の看護職員より感染のリスクがある勤務環境について相談等があることから、現状報告とともに、以下のとおり対応について要望いたします。

記

<現状>

- ・国内では、新型コロナウイルス感染者が増加し、感染症指定医療機関だけでなく一般の医療機関に感染症患者が受診する可能性が高くなっている。
- ・4月1日、13日に厚生労働省より「妊婦の方々などに向けた新型コロナウイルス感染症対策」が発出され、職場での配慮等について要請された。
- ・しかし、医療従事者については、テレワークが不可能であることから、妊娠中の看護職員は出勤せざるを得ない状況がある。
- ・妊娠中の看護職員からは、発熱、呼吸器症状のある患者に対しても受け持ちを行っており、不安だという相談が複数届いている。
- ・妊婦は、新型コロナウイルス感染患者のハイリスクであり、一般的には妊婦が肺炎を発症すると重症化する可能性がある。

<要望>

医療機関(病院又は診療所)が妊娠中の看護職員の休業に伴って代替職員を雇用した場合に、その所要経費(賃金等)に対する補助金の支給をお願いしたい。

新型コロナウイルス感染症対応をしている 看護職に対する危険手当の支給について

要望内容

新型コロナウイルスに感染した患者に対応した、又は対応する可能性が高い看護職一人ひとりに対し、危険手当を支給されたい。

<要望提出先>

- ・厚生労働大臣(令和2年4月15日)
- ・内閣府全世代型社会保障改革担当大臣特命担当大臣(令和2年4月15日)

令和2年4月15日

厚生労働大臣 加藤 勝信 殿

公益社団法人 日本看護協会
会長 福井トシ子



新型コロナウイルス感染症対応している看護職に対する危険手当の支給等について

現在、日本国内の複数の地域で感染経路が明らかでない新型コロナウイルス感染症の患者が散発的に発生しており、国民・医療関係者が一体となって拡大防止に努めております。さらには、無症状者が別の疾患等で医療機関を受診することなどによって、院内感染が生じ、医療従事者は、自身が感染する、自身が感染の媒介者になるかもしれない不安や恐怖を感じながら職務にあたっています。

なかでも看護職は24時間、365日患者に関わっており、感染に対するリスクは甚大です。

また新型コロナウイルス感染症に対応している医療機関の看護職は、「感染するから保育を拒否される」「感染するからタクシーから乗車拒否される」などの謂れのない誹謗中傷を受けています。

国難ともいわれる今般の状況において、自らの危険を顧みずに業務に従事している看護職に、危険手当等を支給していただきますようお願いいたします。

【要望1】

下記の通り、新型コロナウイルスに感染した患者に対応した、又は対応する可能性が高い看護職一人ひとりに対し、危険手当を支給されたい。

記

1. 対象となる看護職
 - ① 新型コロナウイルスに感染した患者又は感染した疑いのある患者に対応した看護職及びその補助を行った看護職
2. 支給方法
危険手当を大幅に増額し、対象看護職個人に支給すること
3. 支給期間
日本国内で初めて新型コロナウイルス感染が確認された日から、新型コロナウイルスの蔓延がほぼ終息したとして別に定める日まで

【要望2】

要望1に記載した看護職が帰宅せずホテル等に宿泊した場合、当該看護職に対し1泊につき15,000円を上限に宿泊費の補助(病院において費用を負担している場合は医療機関に対して補助)を行っていただきたい。

新型コロナウイルス感染症の医療機関内における PCR検査に関する要望書

要望内容

1. 手術や検査、分娩、その他の診療を目的に当該医療機関へ受診する者に対して、症状の有無にかかわらず医師が感染を疑った場合は、PCR検査を医療保険の適用とされたい
2. 新型コロナウイルス感染症を受け入れている医療機関において、不安を持ちながら勤務している医療従事者が希望した場合、PCR検査を実施し、その費用を公費で負担されたい。

<要望提出先>

- ・厚生労働大臣(令和2年4月21日)
- ・厚生労働省医政局長(令和2年4月21日)
- ・厚生労働省保険局長(令和2年4月21日)

令和2年4月21日

厚生労働大臣
加藤 勝信 殿

公益社団法人 日本看護協会
会長 福井 トシ



新型コロナウイルス感染症の医療機関内における PCR検査に関する要望書

医療機関を受診する患者等は無症候であっても新型コロナウイルスに感染している可能性があり、その場合、院内感染を防ぐことは困難である。また、新型コロナウイルス感染症患者を受け入れている医療機関で従事する看護職をはじめとする医療従事者は、無症候であっても新型コロナウイルスに感染している場合もあり、院内感染防止のためには、症状がなくても適切な対応がとれるようなPCR検査の実施が求められる。更に、医療従事者は、万が一に感染している可能性も考え、患者や他医療従事者に加え、同居の家族等にも感染させてしまうのではないかと不安の中で医療提供を行っている。

現在、国内におけるPCR検査の実施体制が十分ではないことは承知しているが、院内感染を防止し、必要な医療提供体制を維持していくためには、無症候者も含めた新型コロナウイルス感染症の医療機関内におけるPCR検査が不可欠であるため、以下のとおり要望する。

記

1. 手術や検査、分娩、その他の診療を目的に当該医療機関へ受診する者に対して、症状の有無にかかわらず医師が感染を疑った場合は、PCR検査を医療保険の適用とされたい。
2. 新型コロナウイルス感染症患者を受け入れている医療機関において、不安を持ちながら勤務している医療従事者が希望した場合、PCR検査を実施し、その費用を公費で負担されたい。

以上

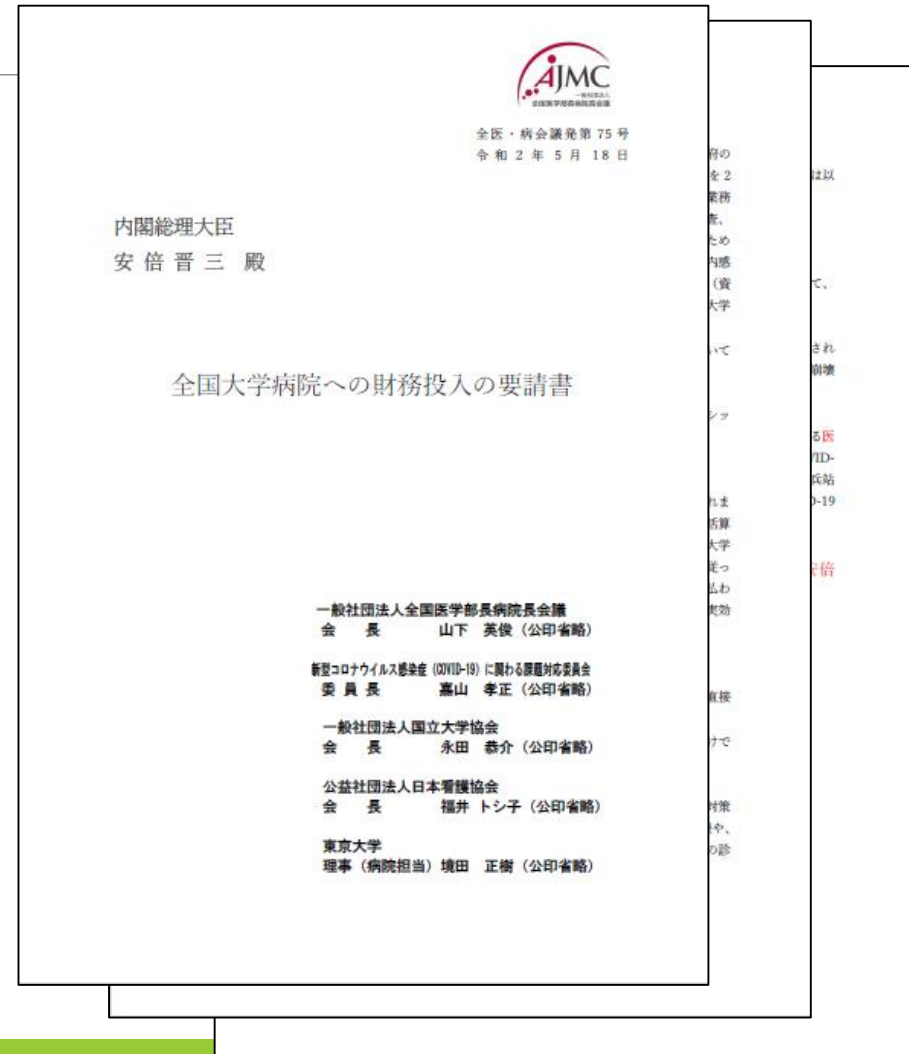
全国大学病院への財務投入の要請書

要望内容

1. 医師の診断の基に実施されるPCR検査料が公的料金で支払われるようお願いしたい
2. 新型コロナウイルス感染症対策による従来の診療内容の大幅変更に伴う経費投入をお願いしたい

<要望提出先>

- ・安倍晋三内閣総理大臣(令和2年5月18日)
- ・文部科学大臣(令和2年5月18日)



4. 看護の現場と国民をつなぐ

- 1) ハッシュタグキャンペーン
 - 2) 看護職の活動事例
-

4. 看護の現場と国民をつなぐ 1)「Nursing Now_いま私にできること」キャンペーン

国民一人一人に自身が感染しないという意識を高めていただくこと、最前線で働く看護職へのエールを発信することを目的にハッシュタグキャンペーン「Nursing Now_いま私にできること」を実施。

1) 実施 2020年4月24日(金)開始

2) 投稿数 793件(6月25日時点)

3) 投稿への協力

- ・都道府県等:北海道、山形県、東京都(小池都知事)、長野県、奈良県、兵庫県、広島県等
- ・著名人:つんく♂氏(音楽プロデューサー)等

4) 本会HPへのメッセージ

内館牧子氏(脚本家)、羽生結弦様(フィギュアスケーター)、尾木直樹様(教育評論家)、坂東眞理子様(昭和女子大学理事長・総長)、室井滋様(女優)、清水ミチコ様(タレント)、柴田理恵様(タレント)、こしのりょう様(漫画家)

5) その他

- ・ファミリーマート店頭レジ液晶画面でのキャンペーン6/23(火)～全国の店舗で放映

4. 看護の現場と国民をつなぐ 1)「Nursing Now_いま私にできること」キャンペーン

医療従事者に感謝を込めて、日本看護協会ビルの
クリスタルコーンをブルーにライトアップ。
4月22日(水)～

Twitterで「#NursingNow_いま私にできること」
キャンペーンの実施

日本の医療を救え

#NursingNow_いま私にできること

看護職へエールを！

Nursing now



新型コロナウイルス感染症での看護職の活動事例

医療機関等における新型コロナウイルス感染症に係る看護職の活動・実績について情報を収集し、感染拡大・蔓延下での看護職の役割・活動について、具体的な事例を社会に向けて発信する。

WEB掲載 6月25日～9月上旬(24事例)

機関紙「協会ニュース」掲載 6月号、7月号、8・9月号

テーマ

- | | |
|-------------------|-----------------|
| 01. 感染管理認定看護師の活動 | 06. 患者家族のケア |
| 02. 軽症者施設における活動 | 07. 保健師の活動 |
| 03. 都道府県看護協会の取り組み | 08. 助産師の活動 |
| 04. 中小病院、一般病院での活動 | 09. 訪問看護における活動 |
| 05. 看護管理者の活動 | 10. 介護施設等における活動 |

4. 看護の現場と国民をつなぐ 2) 看護職の活動事例

「全国初の軽症者宿泊施設の立ち上げに奔走」

福井県職員／感染管理認定看護師 多田(ただ)文子さん

全国初の軽症者宿泊施設の立ち上げに奔走

福井県職員／感染管理認定看護師 多田(ただ)文子さん

急ぎ開設が決まった軽症者宿泊施設

福井県は3月18日に最初の新型コロナウイルス感染症患者が確認された。市内の飲食店でクラスターが発生し、感染症病床が不足する事態が起こり、県は4月5日、全国に先駆けて軽症者用の宿泊療養施設「福井市少年自然の家」を開設、計15人の患者が入所した。

多田文子さんは、感染管理認定看護師として施設のオープンに奔走した。前職を退職したばかりだったが、新型コロナウイルス感染症が拡大する事態に感染管理認定看護師として何かしなればと思っていた矢先、福井県看護協会から依頼があり、県職員として復職を決めた。

多田さんが入ったのは開設3日後。すでに災害看護の専門家や県の職員が入っていたが、急な開設で準備時間が少なく、現場は疲弊しきっていたという。「スタッフもすごく少ない人数で物資をかき集めながら患者さんの対応もやり始めているという状況だった。絶対にこのスタッフから感染者を出してはいけないと思った」。多田さんは振り返る。

研修施設特有の感染対策の難しさ

多田さんは、とにかく、感染対策の優先順位をつけ、一つ一つの作業を洗い出していた。難しかったのは「福井少年自然の家」が共同生活を前提とした研修施設だったことである。ホテルのように全ての生活空間が隔離できる施設と異なり、浴室やトイレは共同で、県の職員が掃除や、ゴミ捨てなどのため、患者エリアに入らなければならないことも多かった。どうすれば感染リスクを低減できるか——。作業内容や時間・担当を相談し、防護服の選択や着脱の指導も行った。患者が入所した状態で、生活環境の整備と、感染予防体制の構築を同時並行で行う必要があり、試行錯誤の連続だった。「大変でしたけど、多様な分野から支援者が来ていたので、いろんな視点でみることができた。皆さん有志で来ていたので、得意なところは自発的に引き受けて、スピーディーに進んでいったのが良かった」(多田さん)。

※詳細は日本看護協会ホームページを参照ください

https://www.nurse.or.jp/nursing/practice/covid_19/case/minor.html#fukui

4. 看護の現場と国民をつなぐ 2) 看護職の活動事例

認定看護師を中心に感染対策で成果

宝塚第一病院／感染管理認定看護師 雪田智子さん

認定看護師を中心に感染対策で成果

医療法人尚和会宝塚第一病院／感染管理認定看護師 雪田智子さん

「院内感染が発生した！？～そのとき感染管理認定看護師は～」

「この患者さんは、新型コロナウイルスに感染して入院してきたのかも知れない……」。病棟に緊張が走ったのは、患者の入院から10日後の朝のことだった。3月1日に救急搬送されてきた高齢男性。患者の感染に最初に気付いたのは感染管理認定看護師^{※1}の雪田智子さんだった。

別疾患で救急搬送されてきた患者

医療法人尚和会宝塚第一病院は、急性期病棟2つと地域包括ケア病棟を持つ199床の病院だ。地域密着型の救急病院で新型コロナウイルス感染症の患者の受け入れは行っていなかった。兵庫県では3月1日に最初の感染者が確認されていたが、まだ感染拡大への危機感が広がっていたわけではなかった。

院内の感染制御チーム（ICT^{※2}）の一員として、感染対策を指揮する立場にあった雪田さんは、院内の抗菌薬適正使用支援チーム（AST^{※3}）のカンファレンスで、この患者の胸部レントゲン画像を見ていた。肺炎所見はあったが、呼吸器症状が全くなく、当初は誰も新型コロナウイルス感染症だとは考えていなかった。

「これは、新型コロナウイルス感染症かもしれない……」



病院の正面玄関でトリアージを行う看護師

※詳細は日本看護協会ホームページを参照ください

https://www.nurse.or.jp/nursing/practice/covid_19/case/cn_infectioncontrol.html#takaraduka